

紀の川市空家仲介手数料補助金交付要綱

令和2年6月1日

告示第70号

改正 令和3年4月1日 告示第63号

改正 令和8年3月16日 告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、紀の川市にある空家の利活用による定住促進及び地域の活性化を図るため、空家バンクに登録された空家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 直近1年の間に本市の住民基本台帳に登録されていない者が、本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をし、生活の拠点を移すことをいう。
- (2) 空家バンク 紀の川市空家バンク実施要綱（令和6年紀の川市告示第37号）第2条第3号に規定する本市が運営する空家バンクをいう。
- (3) 空家 市内に存する住居（附属する家屋、工作物及びこれらの敷地を含む。）であって使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (4) 移住者 転入により第5条の規定による交付の申請日以前2年の間に本市の住民基本台帳に登録された者で、転入前1年間に本市の住民基本台帳に登録されていないものをいう。
- (5) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により、当該空家を売却し、又は賃貸することができる権利を有する者をいう。
- (6) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市（空家バンク運営委託先事業者を含む。）の立会により、空家バンクに登録されている空家の内見を経て売買又は賃貸借契約に至った当該空家について、仲介手数料を支払った者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、3親等内の親族と売買又は賃貸借契約を締結した者は除く。

- (1) 紀の川市空家バンク利用希望者台帳に登録している移住者又は1年以内に移住を予定している者であって、当該空家に5年以上定住する意思があるもの
- (2) 当該空家を空家バンクに登録していた所有者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の

対象外とする。

- (1) 本人又は同一世帯の者のうち、いずれかが市税その他市に対する債務を滞納している場合
- (2) 本人又は同一世帯の者のうち、いずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (3) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める場合
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市空家仲介手数料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空家物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し
- (3) 売買契約の場合にあっては建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 住民票の写し
- (6) 紀の川市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、補助金の対象となる仲介手数料の支払をした日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請者から前条第1項の申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市空家仲介手数料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。以下単に「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果補助金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付ができない場合は、速やかに通知書によりその旨を申請者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条第1項に定める交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、30日以内に紀の川市空家仲介手数料補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定を受けた移住者が、補助金の交付申請後5年以内に本市から転出したとき。
- (2) 第3条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定を受けた1年以内に移住を予定していた者が、1年以内に移住しなかったとき、又は移住後5年以内に本市から転出したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、紀の川市空家仲介手数料補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月16日告示第34号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の紀の川市空家仲介手数料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。